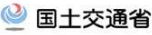


WEB アンケートの画面イメージ

実際に表示される設問画面は、回答者の状況により少しずつ異なります。以下は代表的な表示例としてご覧下さい。

<http://www.yoi-kensetsu.com/shakai-r/>



法定福利費を内訳明示した 見積書の活用状況等に関する調査

WEBアンケート

本調査は、建設業における社会保険等未加入対策の一環である。法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等を把握し、今後の施策検討の基礎資料とさせて頂くことを目的としたものです。ご協力お願い申し上げます。

回答期限 平成27年11月24日(火) 17:00

[WEBアンケートに答える](#)

※通信環境等によりWEBによる回答が難しい方は、コチラのPDFを印刷しご記入のうえFAX、またはメールにてご返信下さい。

アンケート事務局
TEL 03-5259-9146 (平日10:00-17:00)
FAX 03-5259-6381



法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査

はじめにお読み下さい

本調査について

- 本調査は、建設業における社会保険等未加入対策の一環である。法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等の把握を目的としたものです。
- 調査の回答は統計的に処理し、調査結果は目的以外に使用することはありません。関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることもありません。ありのままをご回答いただきますようお願い致します。

回答方法

(1) 選択肢のある設問には該当項目にチェックを、記入欄がある設問には具体的な数値や記述を記入して下さい。

(2) 各設問は、原則として平成27年10月31日現在の状態を記入して下さい。

システム要件

- アンケートの回答には、ブラウザのJavaScriptの設定を有効にする必要があります。
- 推奨環境 (OS)
『Microsoft Windows Vista以降』『Macintosh OS X』以降のものを推奨しております。
- その他のOSでは、表示の乱れがある場合や、動作が不安定な場合があります。
- 推奨環境 (ブラウザ)
Internet Explorer (インターネットエクスプローラー) バージョン10以降、
Firefox (ファイアーフォックス) バージョン28.0以降、Safari 6.0 以降のものを推奨しております。
- ※上記以外の (OS・ブラウザ) では、正常に動作しない場合がございます。あらかじめご了承ください。

[次へ](#)



法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査

1 貴社の概要について

※「」がついているのは、「必須」設問です。

Q1 貴社についてご記入下さい

事業所名*		企業形態*	☐ 1 法人 ☐ 2 個人
本社所在地*	(都道府県) (市区町村)		
建設業許可 (回答は一つ) ※大臣・知事の両方の許可をお持ちの場合は、大臣許可の方を回答して下さい	☐ 1 国土交通大臣(特定) ☐ 2 国土交通大臣(一般) ☐ 3 都道府県知事(特定) ☐ 4 都道府県知事(一般)	建設業許可番号 ※大臣・知事の両方の許可をお持ちの場合は、大臣許可の番号を回答して下さい	
所属団体* (回答はいくつでも)	☐ 1 全国管工事業協同組合連合会 ☐ 2 日本空調衛生工事業協会 ☐ 3 日本塗装工業会 ☐ 4 全国建設協会 (各建設協会) ☐ 5 日本左官業組合連合会 ☐ 6 日本サツ協 ☐ 7 日本電設工業協会 ☐ 8 全国クレーン建設業協会 ☐ 9 日本道路建設業協会 ☐ 10 鉄骨建設業協会 ☐ 11 日本建設組合連合 ☐ 12 全国中小建設業協会 ☐ 13 情報通信エンジニアリング協会 ☐ 14 日本橋梁建設協会 ☐ 15 全国鉄筋工事業協会 ☐ 16 日本商工業連合会 ☐ 17 日本室内装飾工事業協同組合連合会 ☐ 18 日本タイル・瓦工工事業協会 ☐ 19 全日本板金工業組合連合会 ☐ 20 日本造園建設業協会 ☐ 21 日本冷凍空調設備工事業協会 ☐ 22 日本機械土工協会 ☐ 23 日本シャッター・ドア協会 ☐ 24 全国建設室内工事業協会 ☐ 25 カーテンウォール・防火開口部協会 ☐ 26 プレストレスト・コンクリート建設業協会 ☐ 27 日本保温保冷工業協会 ☐ 28 全国基礎工協同組合連合会 ☐ 29 日本ウエルポイント協会 ☐ 30 日本グラウト協会 ☐ 31 日本建設縮体工事業団体連合会 ☐ 32 日本造園組合連合会 ☐ 33 全国防水工事業協会 ☐ 34 日本基礎建設協会 ☐ 35 全日本瓦工事業連盟 ☐ 36 日本型枠工事業協会 ☐ 37 全国ダクト工業団体連合会 ☐ 38 全国コンクリート圧送事業団体連合会 ☐ 39 全国タイル業協会 ☐ 40 日本計装工業会 ☐ 41 日本エクステリア建設業協会 ☐ 42 全国道路標識・標示業協会 ☐ 43 日本金属屋根協会 ☐ 44 日本内燃力発電設備協会 ☐ 45 日本建築板金協会 ☐ 46 消防施設工事協会 ☐ 47 日本運動施設建設業協会 ☐ 48 全国圧搾業協同組合連合会 ☐ 49 中小建設業住宅センター ☐ 50 全国マスコップ事業協同組合連合会 ☐ 51 全国ポンプ・圧送船協会 ☐ 52 全国板硝子工事協同組合連合会 ☐ 53 日本屋外広告業団体連合会 ☐ 54 全国解体工事業団体連合会 ☐ 55 日本建設インテリア事業協同組合連合会 ☐ 56 日本フレタ断熱協会 ☐ 57 日本配管工事業団体連合会 ☐ 58 ビルディング・オートメーション協会 ☐ 59 日本トンネル専門工事業協会 ☐ 60 日本アンカー協会 ☐ 61 日本潜水協会 ☐ 62 全国特定法定保建協会 ☐ 63 日本在来工法住宅協会 ☐ 64 ダイアモンド工事業協同組合 ☐ 65 日本建設業連合会 ☐ 66 フローリング協会 ☐ 67 プレハブ建築協会 (住宅生産団体連合会) ☐ 68 全国中小建築工事業団体連合会 (住宅生産団体連合会) ☐ 69 日本ソーパワフォー建築協会 (住宅生産団体連合会) ☐ 70 日本木造住宅産業協会 (住宅生産団体連合会) ☐ 71 プレストレスト・コンクリート工事業協会 ☐ 72 全国環境工業協会 ☐ 73 マンション計画修繕施工協会 ☐ 74 全国建築組合連合会 ☐ 75 その他の団体 ☐ 76 未加入		
主な許可業種 (回答はいくつでも)	☐ 1 土木工事業 ☐ 2 建築工事業 ☐ 3 大工工事業 ☐ 4 左官工事業 ☐ 5 とび・土工工事業 ☐ 6 石工事業 ☐ 7 屋根工事業 ☐ 8 電気工事業 ☐ 9 管工事業 ☐ 10 タイル・れんが・ブロック工事業 ☐ 11 鋼構造物工事業 ☐ 12 鉄筋工事業 ☐ 13 ぼね工事業 ☐ 14 しゅんせつ工事業 ☐ 15 板金工事業 ☐ 16 ガラス工事業 ☐ 17 塗装工事業 ☐ 18 防水工事業 ☐ 19 内装仕上工事業 ☐ 20 機械器具設置工事業 ☐ 21 熱絶縁工事業 ☐ 22 電気通信工事業 ☐ 23 造園工事業 ☐ 24 さく井工事業 ☐ 25 建具工事業 ☐ 26 水道施設工事業 ☐ 27 消防施設工事業 ☐ 28 清掃施設工事業		
従業員数* (回答は一つ) ※期間の定めのある従業員、及び直接的な雇用関係がない従業員を除く全就業者の数	☐ 1 1人 ☐ 4 10~29人 ☐ 7 300~499人 ☐ 2 2~4人 ☐ 5 30~99人 ☐ 8 500~999人 ☐ 3 5~9人 ☐ 6 100~299人 ☐ 9 1,000人以上		
総工事高に占める元請・下請工事の割合* (回答は一つ)	☐ 1 8割以上が元請工事である ☐ 2 8割以上が下請工事である ☐ 3 元請・下請が混在している (上記2項目に当てはまらない)		

[前へ](#) [次へ](#)

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査 国土交通省

2 下請企業等への社会保険加入の確認・指導について

【*】がついているのは、「必須」設問です。

●下請企業等への社会保険等への加入状況の確認・指導についてご回答ください。

Q2-1 下請企業・協力会社の社会保険への加入確認は実施していますか。企業の加入状況・従業員・作業員の加入状況それぞれについてご回答ください

a.企業の加入状況の確認について（回答はひとつ）*

☐ 1 主に「施工体制台帳（再下請負通知書）」で確認している

☐ 2 主に「施工体制台帳（再下請負通知書）」に加えて社会保険料の領収済通知書等関係資料で確認している

☐ 3 特に確認していない

☐ 4 下請業者・協力会社はない

☐ 5 その他

（具体的に： ）

b.従業員・作業員の加入状況の確認について（回答はひとつ）*

☐ 1 主に「作業員名簿」で確認している

☐ 2 主に「作業員名簿」に加えて保険証のコピー等関係資料で確認している

☐ 3 特に確認していない

☐ 4 下請業者・協力会社はない

☐ 5 その他

（具体的に： ）

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査 国土交通省

【*】がついているのは、「必須」設問です。

●下請企業・協力会社や従業員・作業員が、適用除外でもないのに社会保険等に未加入であった場合の対応についてご回答ください。

Q2-2 加入するように指導は行っていますか

a.企業の未加入が判明した場合（回答はひとつ）*

☐ 1 指導を行っている

☐ 2 指導は行っていない

☐ 3 全社加入しているため指導の必要がない

☐ 4 その他

（具体的に： ）

b.従業員・作業員の未加入が判明した場合（回答はひとつ）*

☐ 1 指導を行っている

☐ 2 指導は行っていない

☐ 3 全員加入しているため指導の必要がない

☐ 4 その他

（具体的に： ）

Q2-3 未加入が判明した場合、その後どのような対応を行っていますか

a.企業が未加入であった場合（回答はひとつ）*

☐ 1 下請企業として選定しない

☐ 2 未加入のまま下請企業として選定している

☐ 3 指導を行い、加入が確認できたら下請企業として選定する

☐ 4 その他

（具体的に： ）

b.従業員が未加入であった場合（回答はひとつ）*

☐ 1 下請企業として選定していない

☐ 2 現場への入場を禁止している

☐ 3 未加入のまま現場への入場を認めている

☐ 4 指導を行い、加入が確認できたら入場を認める

☐ 5 その他

（具体的に： ）

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査 国土交通省

3 法定福利費を内訳明示した見積書について(1)

【*】がついているのは、「必須」設問です。

●下請契約における法定福利費を内訳明示した見積書（以下、「内訳明示した見積書」という）の活用状況についてお聞きします。

●「8割以上が元請工事」、もしくは「元請・下請が混在している」方にお尋ねします。

Q3-1 内訳明示した見積書を提出するよう、下請企業に対して指導していますか（回答はひとつ）*

☐ 1 全ての下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している

☐ 2 全ての下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している

☐ 3 一部の下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している

☐ 4 一部の下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している

☐ 5 特に指導していない

Q3-2 平成27年4月に改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、元請企業が下請企業に見積りを依頼する際、法定福利費の内訳明示を条件にするよう明記しています。貴社では、現在、下請企業に対して、法定福利費の内訳明示を条件とする見積書の提出を求めていますか（回答はひとつ）*

☐ 1 全ての見積り依頼で、法定福利費を内訳明示するよう条件としている

☐ 2 一部の見積り依頼で、法定福利費を内訳明示するよう条件としている

☐ 3 見積り依頼で、法定福利費を内訳明示することを条件としていない

Q3-3 貴社に内訳明示した見積書を提出させたことはありますか（回答はひとつ）*

☐ 1 少なくともある（8割以上）

☐ 2 おおむねある（5～8割程度）

☐ 3 あまりない（3～5割程度）

☐ 4 ほとんどない（1～3割程度）

☐ 5 まったくない（1割未満）

Q3-4 下請企業から内訳明示した見積書を提出された場合の取扱いルールは定めていますか（回答はひとつ）*

☐ 1 定めています

☐ 2 取扱いを定めていないが、今後定める予定です

☐ 3 取扱いを定めていないが、今後定める必要はない

☐ 4 その他

（具体的に： ）

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査 国土交通省

4 法定福利費を内訳明示した見積書について(2)

【*】がついているのは、「必須」設問です。

●「8割以上が下請工事」、もしくは「元請・下請が混在している」方にお尋ねします。

Q4-1 注文者に対して法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況について教えてください（回答はひとつ）*

☐ 1 ほとんどの工事で提出している（8割以上）

☐ 2 おおむね提出している（5～8割程度）

☐ 3 あまり提出していない（3～5割程度）

☐ 4 ほとんど提出していない（1～3割程度）

☐ 5 まったく提出していない（1割未満）

☐ 6 取組自体がよくわからない

☐ 7 その他

（具体的に： ）

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査 国土交通省

【*】がついているのは、「必須」設問です。

Q4-2 平成27年4月に改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、元請企業が下請企業に見積りを依頼する際、法定福利費の内訳明示を条件にするよう明記しています。現在、元請企業から見積り依頼を受ける場合、法定福利費の内訳を明示することを条件として提示されていますか（回答はひとつ）*

☐ 1 ほとんど条件付けられている（8割以上）

☐ 2 おおむね条件付けられている（5～8割程度）

☐ 3 あまり条件付けられていない（3～5割程度）

☐ 4 ほとんど条件付けられていない（1～3割程度）

☐ 5 まったく条件付けられていない（1割未満）

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査 国土交通省

「*」がついているのは、「必須」設問です。

Q4-3 現在のところ、内訳明示した見積書を提出していない理由は何ですか（回答はいくつでも）*

☐ 1 受注競争上不利になる

☐ 2 注文者との関係で提出できる雰囲気ではなかった

☐ 3 注文者から提出するよう指示がなかった

☐ 4 注文者が総額しか見えないなど、提出しても意味がないと考えたため

☐ 5 法定福利費の計算方法が難しくよくわからないため、自社で作成することが困難であるため

☐ 6 見積書が指定された様式であった

☐ 7 同業他社が提出していない

☐ 8 以前に提出したが受け取ってもらえなかった

☐ 9 注文者から提出しないように指示された

☐ 10 公共工事ではないから

☐ 11 その他

（具体的に： ）

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査 国土交通省

「*」がついているのは、「必須」設問です。

Q4-4 内訳明示した見積書を注文者に提出した結果はどのような反応がありましたか（回答はいくつでも）*

☐ 1 内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額を支払われた契約となった

☐ 2 見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった

☐ 3 内訳明示された法定福利費の一部のみ減額して支払われた契約となった

☐ 4 法定福利費の一部を含めて減額された契約となった

☐ 5 法定福利費の請求は認められない契約となった

☐ 6 受け取ってもらえなかった又は受け取ってもらえなかったが無視された

☐ 7 その他

（具体的に： ）

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査 国土交通省

「*」がついているのは、「必須」設問です。

Q4-5 内訳明示した見積書を「受け取ってもらえなかった」「法定福利費を減額された」理由は何だと思いますか（回答はいくつでも）*

☐ 1 自社が社会保険に加入していない

☐ 2 作業員（従業員）の中に社会保険未加入者がいたため

☐ 3 注文者（元請企業又は上位の下請企業）が法定福利費を受け取っていない

☐ 4 過去の見積額と比べて高額であった

☐ 5 当該工事における注文者の目標利益を維持するため

☐ 6 他社と比較して高額であった

☐ 7 見積書の各費目（法定福利費を含む）の算定根拠が不明確であったため

☐ 8 社会保険未加入対策の目標年度までまだ猶予がある

☐ 9 内訳明示した見積書の提出が法律、契約上の義務ではない

☐ 10 指定様式ではなかった

☐ 11 常に契約額に法定福利費を含んでおり、内訳明示する必要はないと思っている

☐ 12 注文者（元請企業又は上位の下請企業）の会社としての方針である

☐ 13 わからない

☐ 14 その他

（具体的に： ）

前へ 次へ

回答終了